

はじめに	1
景観形成の基本方針	2
本書の使い方	3
景観形成基準の構成	4
ア 配慮事項	
(ア) 遠景～中景（広域景観の中でのあり方）	5
(イ) 中景～近景（周辺景観の中でのあり方）	11
(ウ) 建築物等のデザイン	18
イ 勧告基準	
(ア) 建築物及び工作物	26
(イ) 物件の堆積	29
ウ 変更命令基準	31
大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準	
(ア) 別表 大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準	32
(イ) 制限基準の考え方	33
(ウ) 色相・明度・彩度について	34
(エ) 明度7の色相環における制限基準	35
(オ) 代表的な色相別の制限基準	36
届出対象行為について	39
景観計画区域 区域区分図	40
景観形成基準チェックリスト	41

はじめに

景観とは、視覚でとらえる地域の姿。自然と人間の営みが絡み合いながら育まれてきた歴史を大切にする景観は、住環境に防災・防犯といった安心・安全をもたらすだけではなく、そこに映し出される地域の「らしさ」が住む人々に心地良さを感じさせ、地域の個性が社会経済活動を活性化させます。また、訪れる人にとっては、そのまちの歴史や自然、文化などを理解し親しむための大きな要素となります。

そこで埼玉県では、埼玉県景観アクションプラン（平成18年3月策定）に基づき、県内外のあらゆる人々が、埼玉の山地、丘陵、田園と都市の魅力を実感し、住みたい、訪れたい、そして誇りに感じる埼玉の実現を将来の景観像とした「埼玉県景観計画」を平成19年8月に策定しました。

「埼玉県景観計画」では、将来の景観像を実現するために次ページの5つの基本方針を定めるとともに、景観形成上重要な役割を果たす建築行為等や物件の堆積の行為の制限に関する事項として「景観形成基準」を定めています。

本書は、「景観形成基準」について解説し、具体的な手法例を図と写真で紹介しています。また、巻末には景観形成基準のチェックリストを用意しています。建築物や工作物、物件の堆積を計画する際には、本書を活用し、良好な景観形成に取り組んでください。



地形を生かし水と緑に親しむ景観づくり

雄大な山々、広大な平野とそれらの接点の丘陵地がつくる自然地形を重視するとともに、山地から田園に至る緑地や、河川や水路が創り出す豊かな表情の水と緑を生かし、自然環境に配慮する。




歴史と伝統が語られる景観づくり

旧街道に沿って歴史を残す宿場町や城下町をはじめ、伝統産業や近代産業などの歴史と文化を伝える景観を保全するとともに、それらを受け継ぎ生かしていく。



身近な生活環境を良くする景観づくり

安全で安心な暮らしの中で、景観阻害要因を抑止するとともに、良好なまち並みや埼玉らしい四季折々の自然と田園のゆとりを享受できる生活環境を整える。



県民が主体となった景観づくり

県民自らが主体となり、誇りを持って地域の個性を守り育てられるよう、県民、NPO、公益法人、事業者、大学、行政の協働により景観づくりを進める。



地域間の交流を進める景観づくり

県内各地に存在する地域固有の景観資源の魅力を高めて、県内外の多くの人々が楽しめ、地域活性化につながる観光資源として整備するとともに、農山村と都市との交流を進める。

本書の使い方

●本書の目的

本書は、埼玉県景観計画で定める「景観形成基準」を解説したもので、具体的な手法例を写真で紹介し、参考となる手掛かりを記載しています。建築物の建築、工作物の建設、物件の堆積を行う際のガイドになることを目的としたものです。

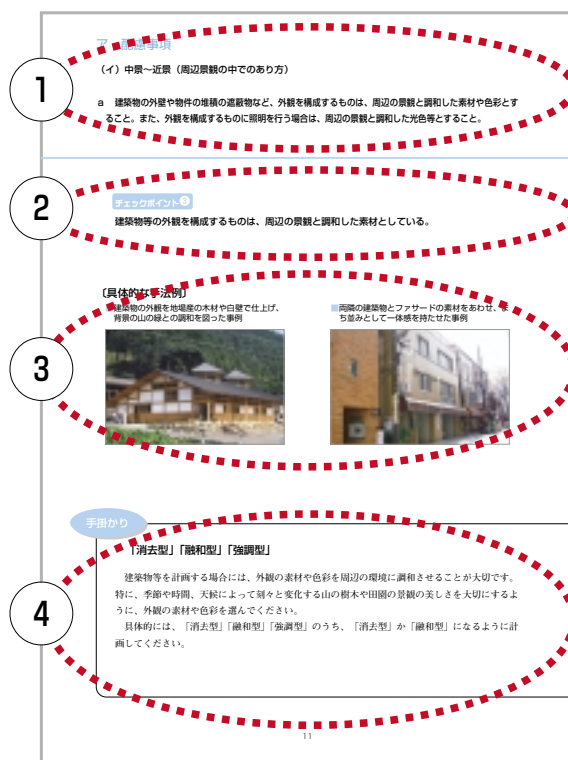
●本書の使い方

建築物の建築、工作物の建設、物件の堆積にかかわる方は、全体を通してご一読ください。

また、建築物等を設計する際には、P41～42のチェックリストでチェックし、必要に応じて該当するページの解説等を参考に、チェックがYesになるように設計してください。

●各ページの構成

- ①景観計画に定めている「配慮事項」、「勧告基準」、「変更命令基準」です。
- ②配慮事項等に適合しているかチェックするための「チェックポイント」です。なお、P41～42にはチェックポイントをまとめたチェックリストを用意しています。
- ③チェックポイントに関する「具体的な手法例」を写真や絵で紹介しています。
- ④配慮事項等について理解を深めるために参考となる「手掛かり」を紹介しています。



●フィードバック

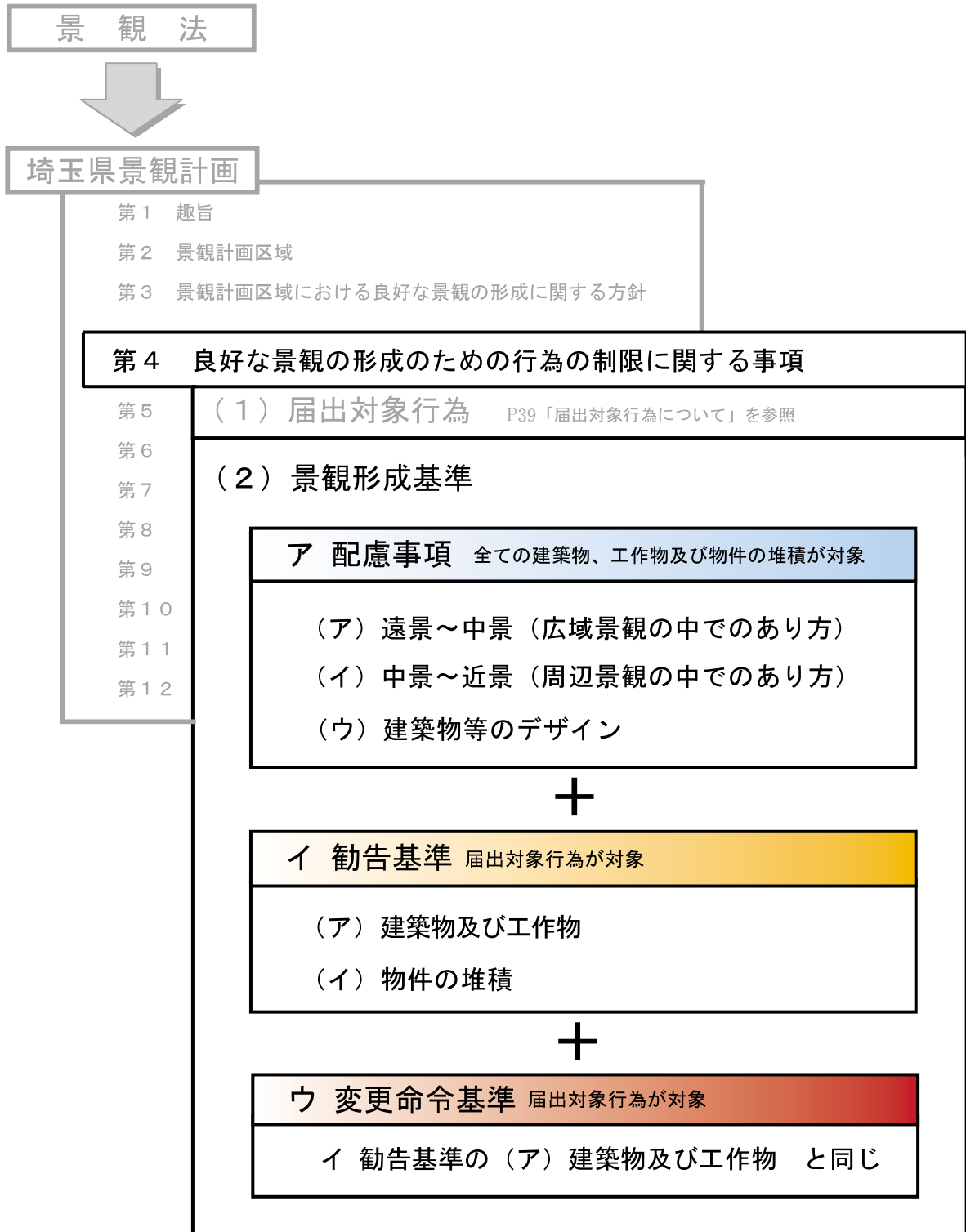
本書をより使いやすいものにするため、読者の皆様からのフィードバックを期待します。今後改訂する場合に、解説、具体的な手法例の写真、手掛かりなどに追加するべきことがあれば教えてください。

○連絡先：埼玉県 県土整備部 県土づくり企画室 景観・まちづくり推進担当

○電 話：048-830-5367

○E-mail：a 5360-08@pref.saitama.lg.jp

埼玉県では、景観法に基づき景観計画を策定し、その第4に良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項として景観形成基準を定めています。景観形成基準には配慮事項、勧告基準及び変更命令基準があります。



ア 配慮事項

(ア) 遠景～中景（広域景観の中でのあり方）

- a 広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意すること。

チェックポイント① (P41～42の景観形成基準チェックリストを参照)

広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意している。

(解説)

埼玉県景観計画では、都市区域、田園区域、山地、丘陵区域ごとに守るべき特性を整理しています。また、埼玉県景観アクションプランでは、埼玉県の地形を特徴的な4つのまとまりで捉え、さらに面的なまとまりと線的な繋がりを持つ、県土の景観の骨格をなす重要な軸を3つの景観軸として捉えています。(P9～10 [抜粋](#) 埼玉県景観アクションプランを参照)

計画する建築物等の敷地がどのような場所に位置するのか、広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意することが大切です。

具体的には、計画する建築物等が以下に紹介している守るべき景観等の周辺や背後に現れることがあるということを考えてください。

〔都市区域の守るべき特性〕

- 賑わいの中にも落ち着きと統一感のあるまち並み



- 地区計画等の地域のルールをつくっているまち並み



- 旧街道に沿った歴史ある景観資源の存在



- 旧街道に沿った歴史ある景観資源の存在



〔田園区域の守るべき特性〕

■ 水田、畑、水路、平地林、斜面林、集落や屋敷林の織り成す郷土豊かな田園景観の広がり



■ 古墳等の歴史的遺産の分布



■ 荒川と利根川の二大河川を中心に、様々な表情を持つ豊かな水辺景観の連なり



■ 中小河川等、潤いのある水辺空間

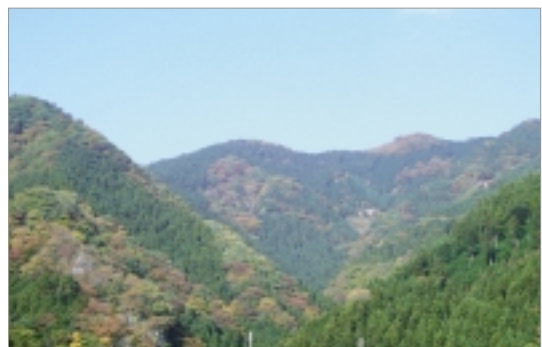


〔山地、丘陵区域の守るべき特性〕

■ 県土の背景となる高い尾根の山々と、名勝渓谷等、山間谷間のダイナミックな自然美



■ 貴重な群落を持つ自然植生主体の山奥と、植林が主体となる山地の豊かな植生



■ 植林が主体の丘陵地に里山的な樹林が混在し、水辺、田畑、平地林、斜面林、屋敷林が織り成すのどかな里山の情景



■ 東部には広がりのある低地を望み、西部には背景となる山並みを望む魅力的な遠望



手掛かり

「遠景」「中景」「近景」

建築物等を計画する場合には、計画する建築物等と同時に視界に入る対象物（背景の山や空、まち並みや隣接する建築物、樹木など）との距離により「遠景」「中景」「近景」として捉えると、景観として意識すべきことが理解しやすくなります。

「遠景」…計画する建築物等がどのような背景の土地にあるかを理解した上で、背景にある山並みや地平線とどう折り合いをつけていくか、といった視点が重要になります。

「中景」…建築物の形態について、隣接する建築物やまち並みとの調和を意識する視点が重要です。

「近景」…人が手を触れるくらいの距離で感じる素材感や建築物等を構成する一つ一つの要素のデザインを意識する視点が重要です。

私たちは「遠景」「中景」「近景」を同時に眺めて、バランスを考え、景観として意識しています。つまり、計画する建築物等が「近景」としては優れたデザインであったとしても、計画される場所により「遠景」としては阻害要因になることがあるので注意が必要です。

(ア) 遠景～中景（広域景観の中でのあり方）

- b 山の稜線や神社仏閣などの地域の優れた眺望を大切にし、道路その他の公共の場所における視点場からの眺望の保全に配慮すること。

チェックポイント②

山の稜線や神社仏閣などの地域の優れた眺望を大切にし、道路その他の公共の場所における視点場からの眺望の保全に配慮している。

〔具体的な手法例〕

■ 地形を生かし「視点場」である道路から視対象である丘陵の稜線を保全するように建築物の配置や屋根形態を工夫した事例



■ 視対象である歴史的建造物を考慮し、「視点場」である道路の周囲の建築物の形態意匠を工夫し建築した事例



手掛かり

「視点」と「視点場」

「視点」 …景観を眺める人の位置。

「視点場」…視点の存在する場所。

「視点場」の状態は、〔眺めの質〕や〔人間の心理状態〕を大きく左右し、その「視点」で得られる〔景観の質〕に大きく影響します。

駅前広場や道路などの「視点場」の周囲では、計画する建築物等が、「視点場」の状態に影響するということを考えてください。

また、計画する建築物等は、「視点場」からの視対象となる山の稜線や神社仏閣などの地域の優れた眺望に影響を及ぼす可能性があることも考えてください。

〔眺めの質〕 + 〔人間の心理状態〕 = 〔景観の質〕

〔眺めの質〕…眺望を阻害するなど物理的な状況に影響されます。

〔景観の質〕…人間が心地良いと感じる眺望であり、心理状態に影響されます。

抜粋 埼玉県景観アクションプラン

埼玉県の景観特性

■地形による景観上の特性

埼玉県の地形は、以下の特徴的な景観を持つ4つのまとまりで捉えることができます。

●秩父山地と秩父盆地

- ・ 県土の背景となる高い尾根の山々と、名勝溪谷等、山間谷間のダイナミックな自然美
- ・ 四季を彩るまとまりのある美しい樹林地
- ・ 貴重な群落をもつ自然植生主体の山奥と、植林が主体となる山地の豊かな植生
- ・ 高い尾根が周囲を囲み、明快な領域性のある秩父盆地
- ・ 地球の歴史を物語る広範囲に分布する露頭した断層

●丘陵地と台地

- ・ 平地と山地の境界を縁取る、細やかな起伏と表情を持ち、南北に連続する丘陵地や洪積台地
- ・ 植林が主体の丘陵地に里山的な樹林が混在し、水辺、農地、平地林（斜面林を含む）、屋敷林が織り成すのどかな里山の情景
- ・ 東部には広がりのある低地を望み、西部には背景となる山並みを望む、魅力的な遠望
- ・ 台地上における市街地の広がり

●広がりのある低地

- ・ 荒川、利根川の二大河川や中川に沿う広大な沖積低地
- ・ 田園、水路、平地林（斜面林を含む）、集落や屋敷林の織り成す郷土性豊かな水郷景観の広がり
- ・ 古墳等の歴史遺産の分布
- ・ 中小河川等、潤いのある水辺景観
- ・ 旧中山道や旧日光街道に沿った歴史ある市街地の連なり

●低地に囲まれた島状の台地

- ・ 広大な低地に囲まれた島状の洪積台地
- ・ きめの細やかな入り組んだ地形を持ち、稜線を縁取る緑
- ・ 平地林や、畑に屋敷林が点在する郷土性のある景観
- ・ 旧中山道に沿った台地上における市街地の広がり

■景観軸による景観上の特性

面的なまとまりと線的な繋がりを持つ、県土の景観の骨格をなす重要な軸を3つの景観軸として捉えることができます。

●街道筋の景観軸（都市軸）

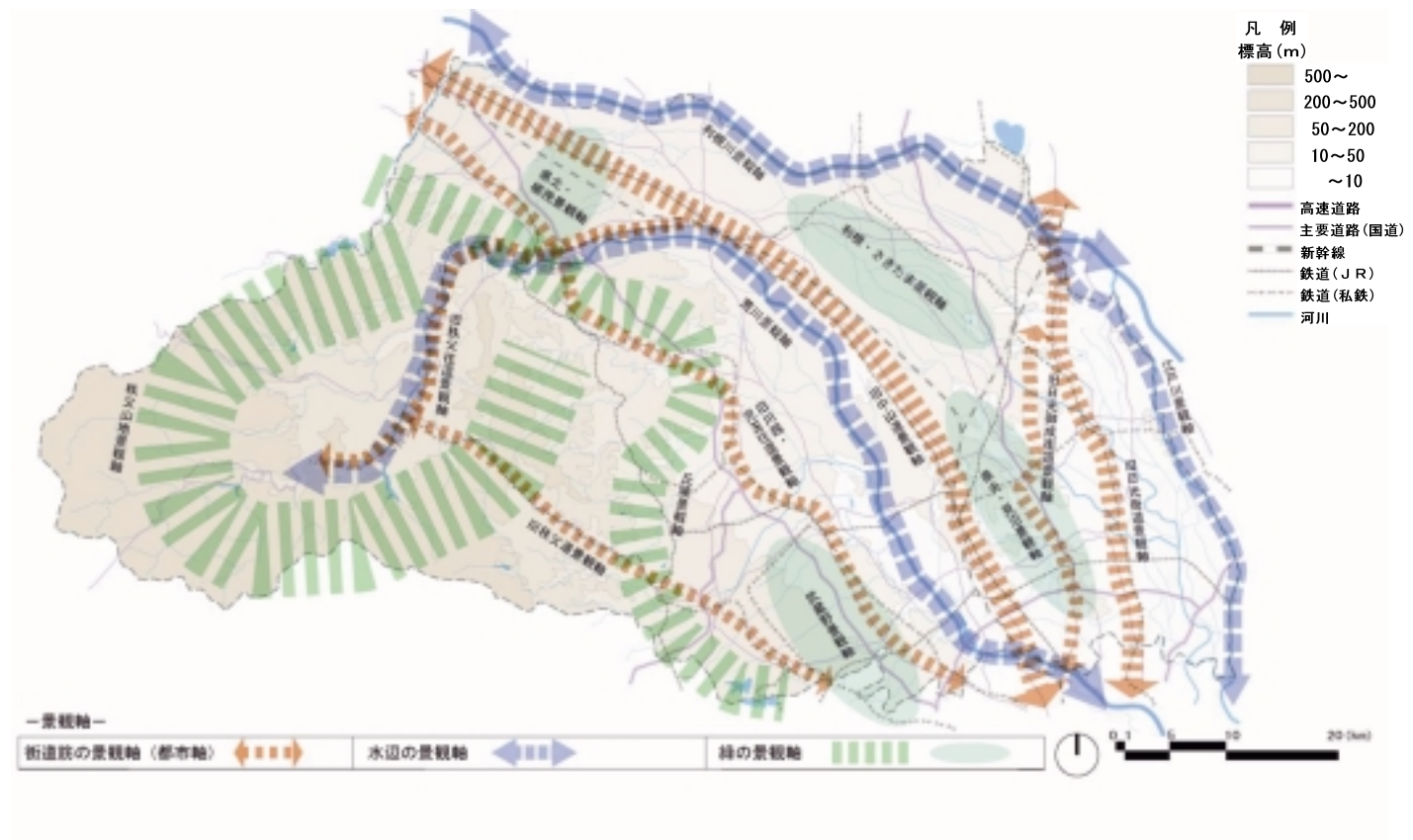
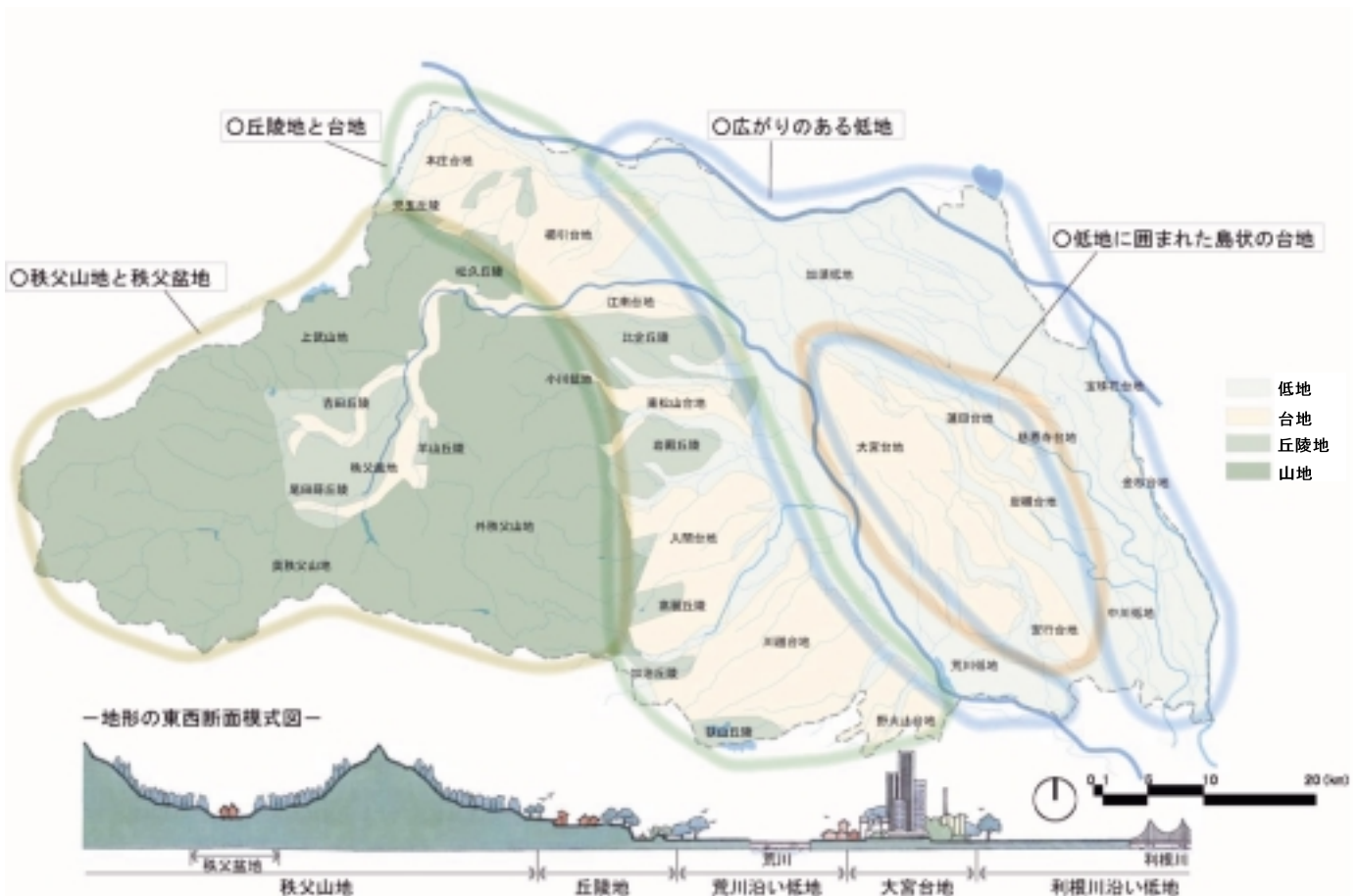
- ・ 旧街道と、それに沿って整備されている主要な道路や鉄道により、歴史ある城下町、宿場町などが連たんする
- ・ 旧街道に沿って減少しつつある歴史的資源が存在する

●水辺の景観軸

- ・ 荒川と利根川の二大河川を中心に、様々な表情を持つ豊かな水辺が連なる
- ・ かつては舟運や漁業の場であり、現在も農業用水や生活用水として暮らしと密着している

●緑の景観軸

- ・ 秩父盆地を山並みが囲み、丘陵地と台地に緑が連なり、低地には農地や屋敷林などが一体として広がる



ア 配慮事項

(イ) 中景～近景（周辺景観の中でのあり方）

- a 建築物の外壁や物件の堆積の遮蔽物など、外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩とすること。また、外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した光色等とすること。

チェックポイント③

建築物等の外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材としている。

〔具体的な手法例〕

- 建築物の外観を地場産の木材や白壁で仕上げ、背景の山の緑との調和を図った事例



- 両隣の建築物とファサードの素材をあわせ、まち並みとして一体感を持たせた事例



手掛かり

「消去型」「融和型」「強調型」

建築物等を計画する場合には、外観の素材や色彩を周辺の環境に調和させることが大切です。特に、季節や時間、天候によって刻々と変化する山の樹木や田園の景観の美しさを大切にするように、外観の素材や色彩を選んでください。

具体的には、「消去型」「融和型」「強調型」のうち、「消去型」か「融和型」になるように計画してください。

チェックポイント④

建築物等の外観を構成するものは、周辺の景観と調和した色彩としている。

〔具体的な手法例〕

■ 周辺の山の緑と調和した茶系の低彩度の外観とした事例



■ 周辺の丘陵の緑と調和した茶系の低彩度の外観とした事例



「消去型」…「地」と「図」がほとんど同じ色や素材で、「図」が「地」にとけ込んでいる。

「融和型」…「地」と「図」が類似色及び類似の素材であるため、差があっても調和している。

「強調型」…「地」と「図」の明度差又は色相の違いが大きく、又は素材の質感が違い、「図」が目立って見える。

「地」…周囲の環境のこと。背景の山や周囲の樹木など、又は後方の大きな建築物や両隣の建築物など。

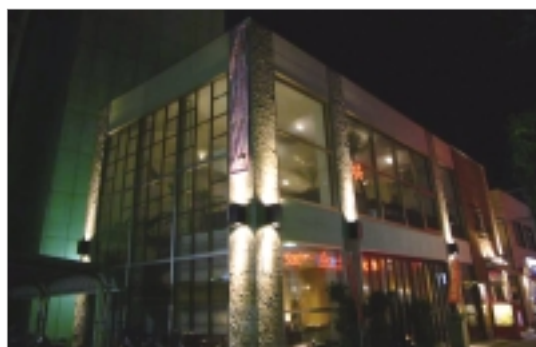
「図」…計画する建築物等のこと。

チェックポイント⑤

建築物等の外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した光色等としている。

〔具体的な手法例〕

■ 公共空間である道路側にブラケット照明をバランス良くデザインした事例



■ ショーウィンドーから漏れる光が、まち並みの連続性として美しく、賑わいを演出している事例



手掛かり

光色等

安全、安心、賑わいなどを目的に、建築物等の外観を構成するものに照明を行う場合には、周辺の景観との調和や連続性に配慮し、照明の目的を達成するための必要最小限の照明としてください。

建築物の外壁や屋外広告物等が、周辺より明るかったり、周辺とは異なった色だったり、点滅したりするとまち並みに統一感が無くなります。最近では、LEDを用いた可変性のある照明が建築物等の外観に使用されることもあり、注意が必要です。

■ 公共空間である道路側の植え込みに配置された照明が建築物の外壁を上品に照らしている事例



■ 暖かみのある照明で建築物の外壁を照らしている事例



手掛かり

「漏れ光」

「漏れ光」は、人の生活や生物等に悪影響を及ぼす可能性があることから、「障害光」とならないように照明器具の選択とその設置位置及び照明の向きに注意して下さい。

「漏れ光」…照明器具から照射される光のうち、その目的とする照明対象範囲外に照射される光のこと。

「障害光」…漏れ光のうち、光の量若しくは方向又はその両者によって、人の活動や生態系等に悪影響を与える光のこと。悪影響には、夜空を明るくし天文観測の妨げになることや人に対する「グレア」等があります。

「グレア」…「ギラギラする光」という意味であり、日本語では「眩しさ」と訳しています。視野の中に部分的に極端に明るい部分があると、見ようとする対象が見えにくくなり不快感を感じます。

ア 配慮事項

(イ) 中景～近景（周辺景観の中でのあり方）

b 建築物等の大きさは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにすること。

チェックポイント⑥

建築物等の高さは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにしている。

〔具体的な手法例〕

■ 両隣の建築物の高さとの連続性に配慮し、道路等の公共空間側の圧迫感を軽減させる



■ 建築物の道路側の高さを抑え、圧迫感を軽減している事例



■ 隣接する既存の建築物との連続性に配慮し、道路側の高さを抑えた事例



チェックポイント⑦

建築物等の長さは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにしている。

〔具体的な手法例〕

- 周辺のまち並みのスケールとの連続性に配慮し、外壁のデザインを工夫し、圧迫感を軽減させた事例
(周辺のまち並みの建物間口にあわせ長大な壁面のデザインを分節)



(周辺のまち並み)



- 外壁を色彩により分節し、圧迫感を軽減させた事例



- 長大な建築物の立面に変化をつけ、圧迫感を軽減させた事例



ア 配慮事項

(イ) 中景～近景（周辺景観の中でのあり方）

- c 建築物等の形態は、周辺のまち並みや建築物の形態と調和した形態とすること。外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえること。

チェックポイント⑧

建築物等の形態は、周辺のまち並みや建築物の形態と調和した形態としている。

〔具体的な手法例〕

- 両隣の建築物との連続性に配慮し、3階以上の色彩の彩度を抑えた事例



- 隣接の建築物と2階部分のファサードの形態や素材を連続させた事例



チェックポイント⑨

建築物等の外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえている。

〔具体的な手法例〕

- 隣接する建築物との連続性に配慮し、ファサードの位置やデザインを工夫した事例



- まち並みの連続性に配慮し、軒の位置や屋根の勾配をそろえた事例



(ウ) 建築物等のデザイン

- a 外壁など外観を構成するものは、原色に近い色彩や点滅する照明は避けること。多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。

チェックポイント⑩

建築物等の外観を構成するものは、原色に近い色彩は避けている。

〔具体的な手法例〕

- 外観の3階以上の色彩について、明度を高め、また彩度を低めにし、圧迫感を軽減している事例



- 外観の基調となる色彩を落ち着いたある低彩度の色彩とし、バルコニー部分のアクセント色においても彩度を低く抑えた事例



手掛かり

大規模建築物等の外観の色彩

大規模建築物等は、物理的にも心理的にも他を圧迫します。また、まち並みの中で他の建築物の背後に現れて背景にもなります。

このことから、大規模建築物等の外観の3階を超える部分の色彩は、明度を高め、また彩度を低めにするように計画してください。

また、大規模で単調な外観の建築物は、スケール感が強調されます。建築物の形態にあわせて類似色の色彩を使い分けるなどの工夫が必要です。

一方、3階までの低層部は、両隣の建築物等との調和に配慮しながら、ファサードのデザインにアクセント色を用い個性を主張することも可能です。

チェックポイント⑪

建築物等の外観を構成するものは、点滅する照明は避けている。

手掛かり

点滅する照明

人間の目はあらゆる光に反応します。例えば、光が少なければ虹彩（目に入る光の強弱を感知し、自動的に絞りを加減するもので、カメラに例えると自動露出装置に相当）や網膜（映像信号をキャッチするもので、カメラに例えるとフィルムに相当）の働きで明るく見えるように調節し、光が多ければその逆の調節をします。

しかし、点滅する照明に対するように、その調節が頻繁に行われるような光環境は、私たちの目を疲労させストレスの原因になります。

チェックポイント⑫

多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮している。

〔具体的な手法例〕

■ 多色使いに際しては、類似色を用いるなど使用する色彩相互の調和に配慮する



■ アクセント色として赤と黄の原色を歩行者に近い1階部分に、小面積で効果的に使った事例



(ウ) 建物等のデザイン

b 屋外階段は、建築物本体と調和した外形及び色彩とすること。

チェックポイント13

屋外階段は、建築物本体と調和した外形としている。

〔具体的な手法例〕

■ 屋外階段を建築物本体と一体の構造及び形態とした事例



■ 屋外階段を建築物本体の外壁と一体となるようなデザインのルーバーで囲った事例



チェックポイント14

屋外階段は、建築物本体と調和した色彩としている。

〔具体的な手法例〕

■ 屋外階段の色彩を共用廊下の壁面や妻側の出窓枠と同じ色彩とした事例



■ 鉄骨造の屋外階段を建築物本体のタイルと調和した色彩とした事例



ア 配慮事項

(ウ) 建物等のデザイン

- c 屋上設備等は、外部から直接見えにくいように壁面、ルーバー等で囲うこと。ルーバー等は建築物本体と調和する外形及び色彩とすること。

チェックポイント15

屋上設備等は、外部から直接見えにくいように壁面、ルーバー等で囲っている。

〔具体的な手法例〕

- 屋上設備が外部から直接見えにくいように壁面で囲った事例



- 屋上設備が外部から直接見えにくいようにルーバーで囲った事例



チェックポイント16

ルーバー等は建築物本体と調和する外形及び色彩としている。

〔具体的な手法例〕

- 屋上設備が外部から直接見えないように、建築物の外観と一体的なデザインの壁面で囲った事例



- 共同住宅のバルコニーに空調室外機を設置するスペースを設け、外部から直接見えにくいように半透明のパネルで囲っている事例



(ウ) 建物等のデザイン

- d 敷地内には、県産植木類等、地域の景観に調和した樹種を植栽すること。それらは道路等の公共空間に面する部分に植栽すること。

チェックポイント⑰

敷地内には、県産植木類等、地域の景観に調和した樹種を植栽している。

〔具体的な手法例〕

- 地域の景観に調和した樹種を道路側に植栽した事例



- 埼玉県の木であるケヤキをシンボルツリーとした事例

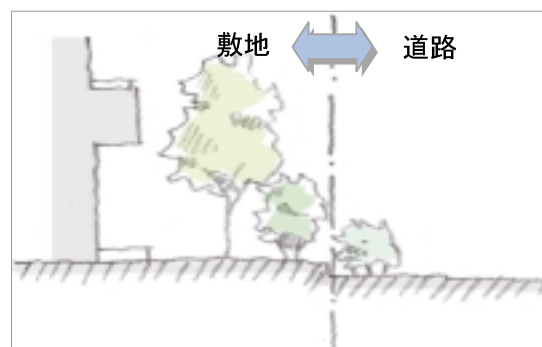


チェックポイント⑱

植栽は、道路等の公共空間に面する部分に設置している。

〔具体的な手法例〕

- 道路の植栽と一体に敷地内の境界部に生垣と高木を植栽した事例



ア 配慮事項

■ 各々の住宅敷地にある1本ずつの高木がまち並みの統一感を生んでいる事例



■ 敷地境界を生垣にし、道路側の表情をやわらげている事例



■ 高層建築物の足下を緑化し、圧迫感を軽減させた事例



■ 長大な壁面を緑化し、単調さや圧迫感をやわらげている事例



■ 公共空間に面する部分に植栽を設置し、やすらぎとうるおいを与えている事例



■ 既存樹木（写真左側の桜）を保全・活用し、建て替えを実施した事例



手掛かり

植栽

植栽は、まち並みにまとまりを生み出すとともに、人々に潤いや安らぎを与える良好な景観を形成します。計画敷地内では、たとえ1本の高木でもまち並みを形成する一部となることを考え、隣接する敷地の植栽との連続性や調和に配慮することが大切です。

● 県産植木類の例



● 常緑樹

クスノキ キンモクセイ
ヤマモモ マテバシイ
ツバキ類 スダジイ
モッコク シラカシ
ユズリハ



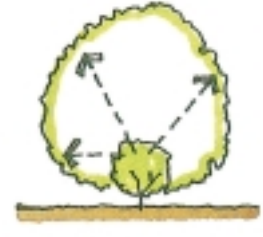
● 落葉樹

イチョウ トチノキ
ケヤキ サクラ類
プラタナス シダレヤナギ
シラカバ ユリノキ



● 針葉樹

アカマツ スギ
カイズカイキ メタセコイア
クロマツ サワラ
ヒマラヤスギ マキ



● 生長の速い木

ヒマラヤスギ ヤナギ
メタセコイア シラカバ
ケヤキ マテバシイ
プラタナス クロマツ
サクラ類



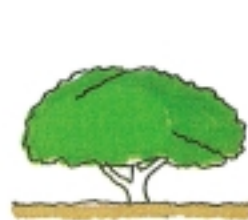
● 巨大な木 (20m以上)

ヒマラヤスギ シイ
エノキ ムクノキ
ケヤキ クスノキ
ユリノキ イチョウ
プラタナス



● 縦に伸びる木

クスギ シラカバ
メタセコイア スギ
ヒノキ



● 横に伸びる木

クスノキ シダレヤナギ
マテバシイ トチノキ
モッコク サルスベリ
ケヤキ ソメイヨシノ
ヤマモミジ



● 円錐形になる木

ヒマラヤスギ スギ
メタセコイア ヒノキ
コウヤマキ サワラ
モミ イチョウ
カラマツ

ア 配慮事項

(ウ) 建物等のデザイン

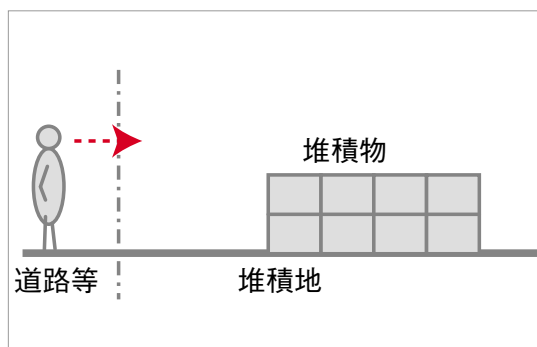
- e 資材等を堆積する場合は、人の目線より低く整然と堆積し、堆積物の周辺は植栽等で遮蔽すること。

チェックポイント19

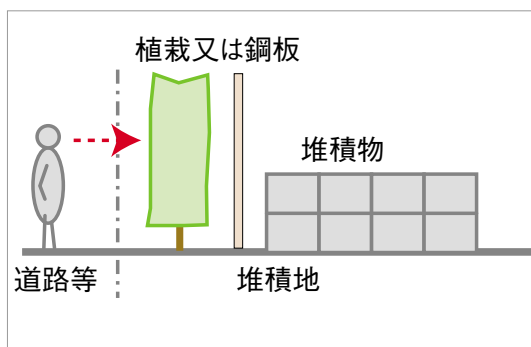
資材等を堆積する場合は、人の目線より低く整然と堆積している。

〔具体的な手法例〕

- 資材等を人の目線より低く整然と堆積する



- 道路等の公共空間から堆積物が見えないように鋼板又は植栽で遮蔽する



チェックポイント20

堆積物の周辺は植栽等で遮蔽している。

〔具体的な手法例〕

- 資材置場の周囲を生垣で囲い、公共空間である道路側の景観に配慮した事例



- 堆積物の周囲を鋼板で遮蔽した事例 (防犯に配慮し、中の様子が見えるように遮蔽物の一部をメッシュ状にしている)



(ア) 建築物及び工作物

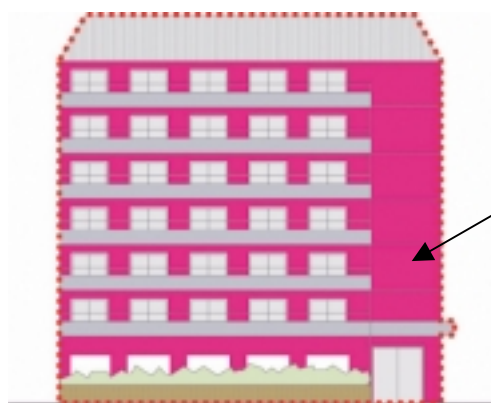
別表(P32)の大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準に該当する色彩及び点滅する光源が形成する面積の合計（着色していない石、土、木、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。）が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えると認めるときは勧告及び公表を行うことができる。

チェックポイント①

別表（P32）の大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準に該当する色彩及び点滅する光源が形成する面積の合計（着色していない石、土、木、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。）が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えない。

■ 勧告基準（変更命令基準）に該当する例（1）

～高さ15mを超える建築物～



大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準に該当する面積が $7/10$ の場合、制限基準 $1/3$ を超える。

⇒ 勧告（変更命令）

※当該立面の面積には、屋根や庇、開口部なども含みます。（以下同じ。）

■ 勧告基準（変更命令基準）に該当する例（2）

～建築面積1,000㎡を超える建築物～



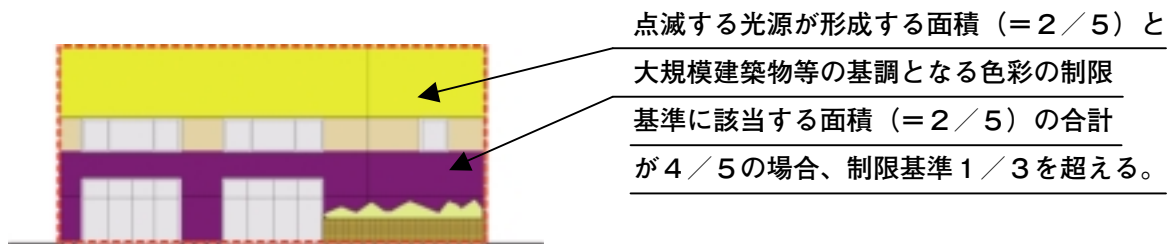
大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準に該当する面積が $1/2$ の場合、制限基準 $1/3$ を超える。

⇒ 勧告（変更命令）

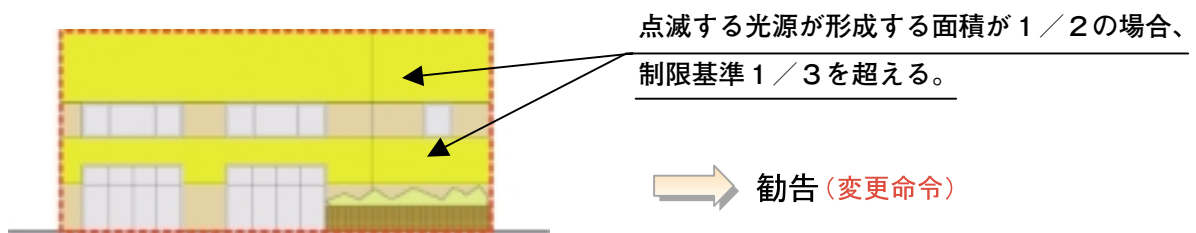
イ 勧告基準

■ 勧告基準（変更命令基準）に該当する例（3）

～建築面積1,000㎡を超える建築物（外壁に点滅する光源を設置する場合）～



⇒ 勧告（変更命令）

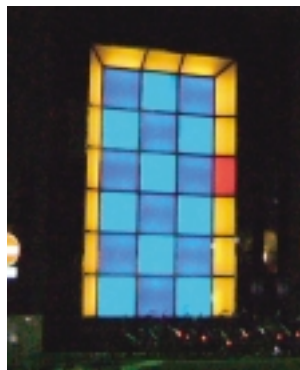


⇒ 勧告（変更命令）

手掛かり

点滅する光源が形成する面積

光源が面の場合は、面の面積とし、光源が線や点の場合は、線や点が囲む面積とします。



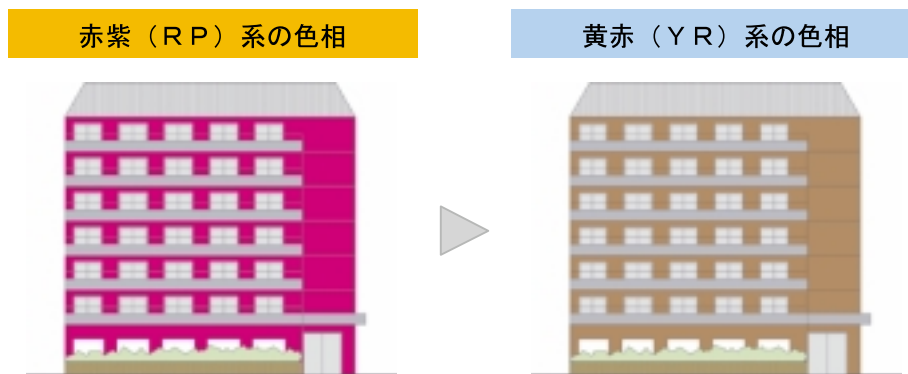
光源が面の事例



光源が線の事例

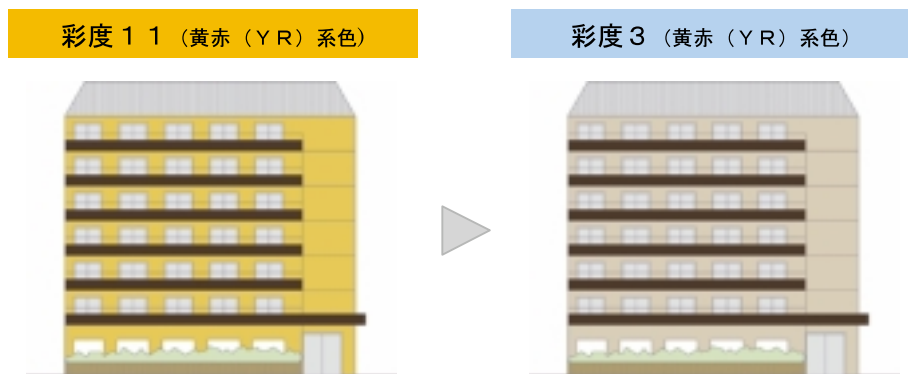
●改善の方法① 色相を変える

大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準に該当する部分の色彩の色相（色合い）を周辺の自然環境や、建築物等に調和する色相に変える。



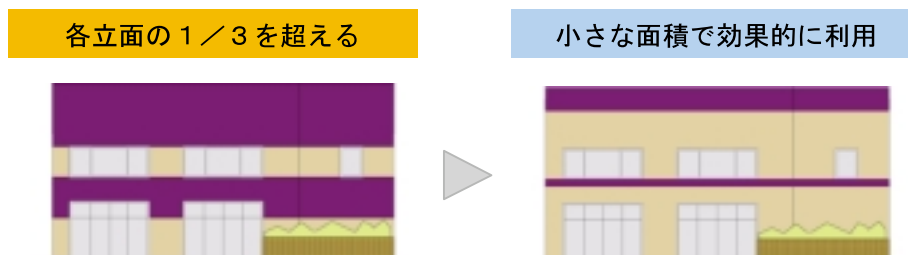
●改善の方法② 彩度を抑える

大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準に該当する部分の色彩の彩度（鮮やかさ）を、周辺と調和するよう低く抑える。



●改善の方法③ 派手な色は小さな面積で使う

大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準に該当する色彩を使用する場合には、出来るだけ小さな面積で使用する。



イ 勧告基準

(イ) 物件の堆積（勧告基準）

- a 堆積の高さ：堆積の高さが3 mを超えるととき。
- b 堆積物の遮蔽：遮蔽物が無く、又は不十分で、周囲から堆積物が見えるとき。
- c 遮蔽物の色彩：別表（P32）の大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準に該当する色彩の面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えると認めるとき。

チェックポイント②

堆積の高さ：堆積の高さが3 mを超えない。

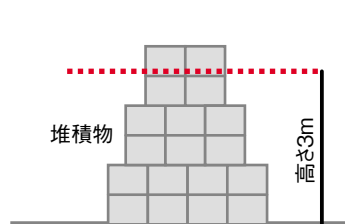
チェックポイント③

堆積物の遮蔽：遮蔽物があり、周囲から堆積物が見えない。

チェックポイント④

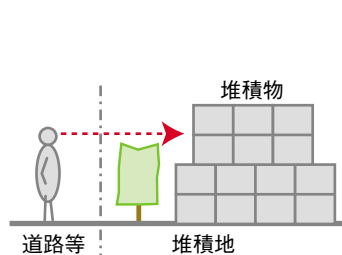
遮蔽物の色彩：別表（P32）の大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準に該当する色彩の面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えない。

■ 勧告基準に該当する例



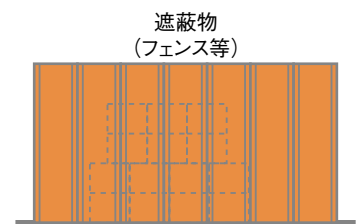
- ・高さが3 mを超える

⇒ 勧告



- ・遮蔽物が無く、又は不十分で堆積物が見える

⇒ 勧告

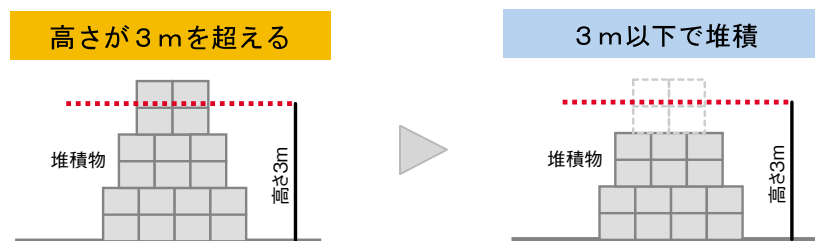


- ・制限基準の色彩に該当する

⇒ 勧告

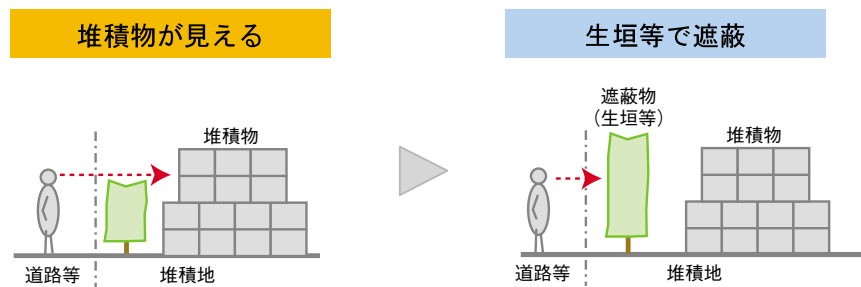
●改善の方法①

堆積の高さが3mを超えないようにする。



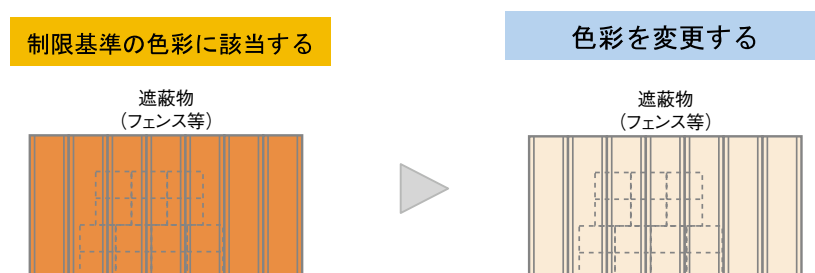
●改善の方法②

道路等の公共空間との間に、生垣等の遮蔽物を設ける。



●改善の方法③

遮蔽物の色彩を大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準に該当しない色彩に変更する。



ウ 変更命令基準

別表（P32）の大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準に該当する色彩及び点滅する光源が形成する面積の合計（着色していない石、土、木、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。）が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えると認めるときは変更命令を行うことができる。

変更命令基準は、イ 勧告基準（ア）建築物及び工作物と同じため、P26を参照してください。

手掛かり

色彩の制限基準

建築物等の外観の色彩、素材、大きさ、形態に関する抽象的な基準である配慮事項の内、大規模建築物等の外観の色彩については、JIS Z 8721（マンセル表色系）を用いて客観的で具体的な基準である勧告基準と変更命令基準を設けています。これは、大規模建築物等の外観の色彩が、景観の第一印象の大きな部分を占めるためです。

県では、私たちの大多数が周辺のまち並みに調和しないと感じる色彩として、「暖色系」の色彩では彩度6、「寒色系」の色彩では彩度2、その他の色彩では彩度4を超える色彩を制限しています。

「マンセル表色系」…米国の画家マンセル A・H・Munsell [1858～1918] が考案した色の表示法。色相・明度・彩度に従い、赤、黄、緑、青、紫色およびその中間色の計10色を基準にして組み立てたもの

「暖色系」…暖かい感じを与える赤、橙、黄などその系統の色

「寒色系」…寒い感じを与える青などその系統の色

大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準

(ア) 別表 大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準

埼玉県景観計画の勧告基準と変更命令基準に関する別表です。

都市区域		
色相	明度	彩度
7.5R から7.5Y	—	6 を超える
7.5RP から7.5R (7.5R は含まない)	—	4 を超える
7.5Y から7.5GY (7.5Y は含まない)		
7.5GY から7.5RP (7.5GY 及び7.5RP は含まない)	—	2 を超える

田園区域、圏央道沿線区域		
色相	明度	彩度
7.5R から7.5Y	2 を超える	6 を超える
	2 以下	—
7.5RP から7.5R (7.5R は含まない)	2 を超える	4 を超える
	7.5Y から7.5GY (7.5Y は含まない)	2 以下
7.5GY から7.5RP (7.5GY 及び7.5RP は含まない)		2 を超える
		2 以下
N	2 以下	—

山地、丘陵区域		
色相	明度	彩度
7.5R から7.5Y	9 以上	—
	9 未満	6 を超える
7.5RP から7.5R (7.5R は含まない)	9 以上	—
	7.5Y から7.5GY (7.5Y は含まない)	9 未満
7.5GY から7.5RP (7.5GY 及び7.5RP は含まない)		9 以上
		9 未満
N	9 以上	—

大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準

(イ) 制限基準の考え方

ア 都市区域

区域の特徴

- ・商業地、住宅地、工業地等の都市景観を形成
- ・建築物等の外観の色彩は大多数が YR 等の暖色系

基準の内容

- ・建築物の外観としてあまり使用されない彩度の高い鮮やかな色彩を制限
- ・具体的には YR など暖色系の色相は彩度 6、B や P などの寒色系の色相は彩度 2、その他は彩度 4 を超える鮮やかな色彩を制限



▲典型的な都市区域の景観

イ 田園区域

区域の特徴

- ・水田、畑、集落、屋敷林等の農業景観を形成
- ・広がりのある青い空や水田や畑の明るい緑

基準の内容

- ・田園区域の景観と調和しない彩度の高い鮮やかな色彩と明度の低い暗く濃い色彩を制限
- ・具体的には YR など暖色系の色相は彩度 6、B や P などの寒色系の色相は彩度 2、その他は彩度 4、さらに全ての色相で明度 2 以下の暗く濃い色彩を制限



▲典型的な田園区域の景観

ウ 山地、丘陵区域

区域の特徴

- ・山地、丘陵とそれに接する台地のみどりの自然景観を形成
- ・木々の緑や奥行きのある山並みの深みのある緑

基準の内容

- ・山地、丘陵区域の景観と調和しない彩度の高い鮮やかな色彩と明度の高い浅く明るい色彩を制限
- ・具体的には YR など暖色系の色相は彩度 6、B や P などの寒色系の色相は彩度 2、その他は彩度 4、さらに全ての色相で明度 9 以上の浅く明るい色彩を制限



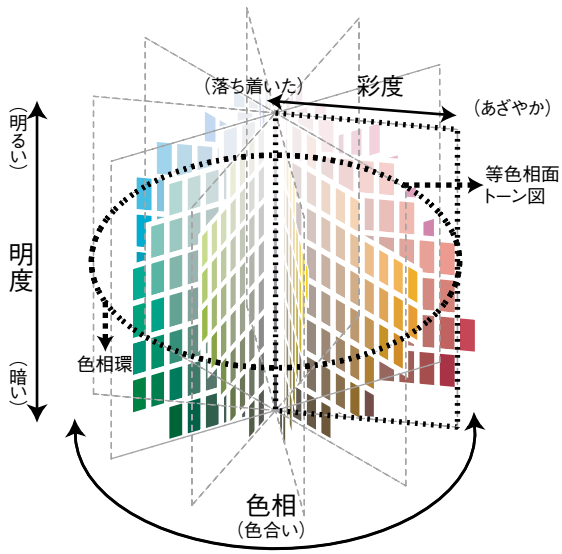
▲典型的な山地、丘陵区域の景観

(ウ) 色相・明度・彩度について

大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準においては、色彩を客観的・具体的に示す方法として、JIS Z 8721（マンセル表色系）を採用しています。JIS Z 8721では色相、明度、彩度の3要素の組み合わせによって1つの色を表します。

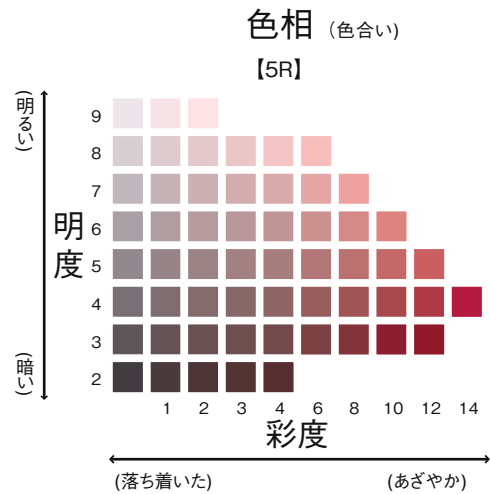
■ マンセル色立体

色相、明度、彩度の関係を立体的に表したもの



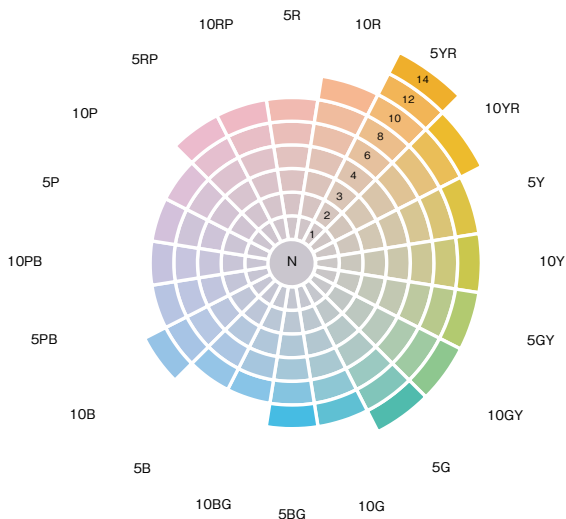
■ 等色相面（色相 5 R）

同じ色相の色が明度と彩度に応じて並んだ図



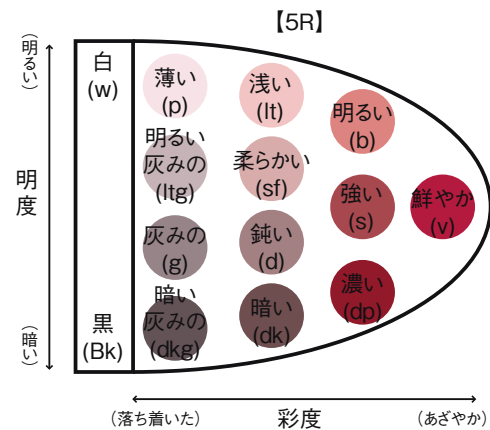
■ 色相環（明度 7）

同じ明度の色が色相に応じて環状に並んだ図



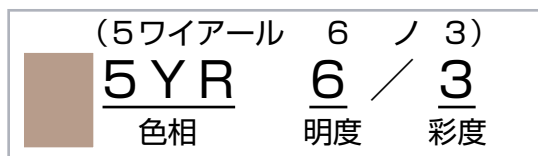
■ トーン図

同色相色の印象（色調）が明度と彩度に応じて並んだ図



大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準

マンセル表色系による色の表示方法

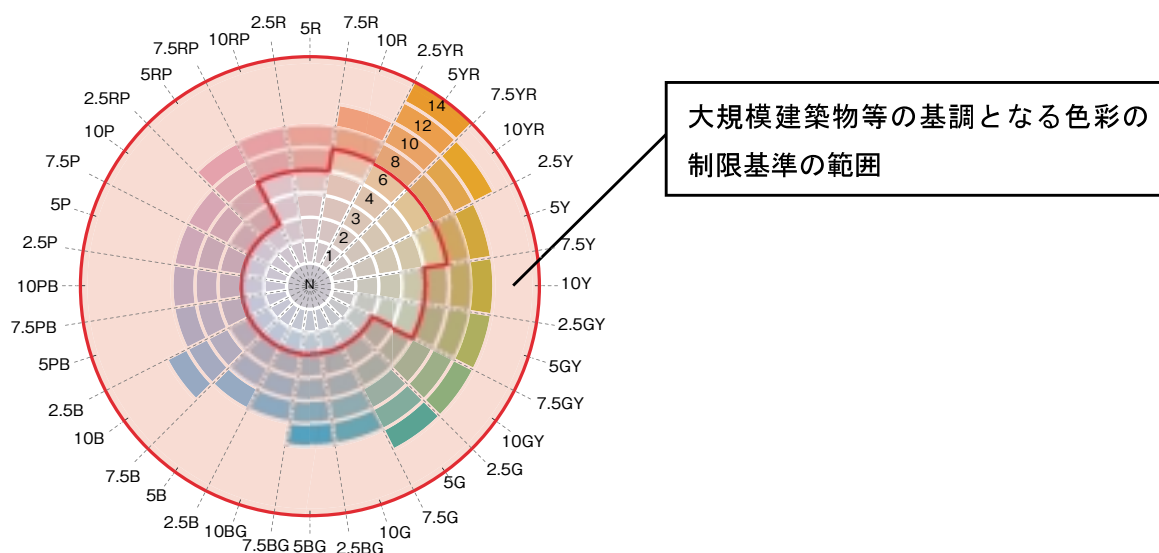


色相：色相は色合いを表示するもので、赤 (R) や、黄赤 (YR)、黄 (Y)、黄緑 (GY)、緑 (G)、青緑 (BG)、青 (B)、青紫 (PB)、紫 (P)、赤紫 (RP) の10色相で表し、それぞれ5を中心とした1から10の数値で細分しています。

明度：明度は明るさを表示し、0から10の数値で表しています。明るくなるにつれて数値が大きくなります。

彩度：彩度は鮮やかさを表示し、0から14程度の数値で表しています。鮮やかになるにつれて数値が大きくなります。最大の数値は色相によって異なります。また、彩度が0で無彩色 (白～灰色～黒) となります。

(エ) 明度7の色相環における制限基準



※印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。

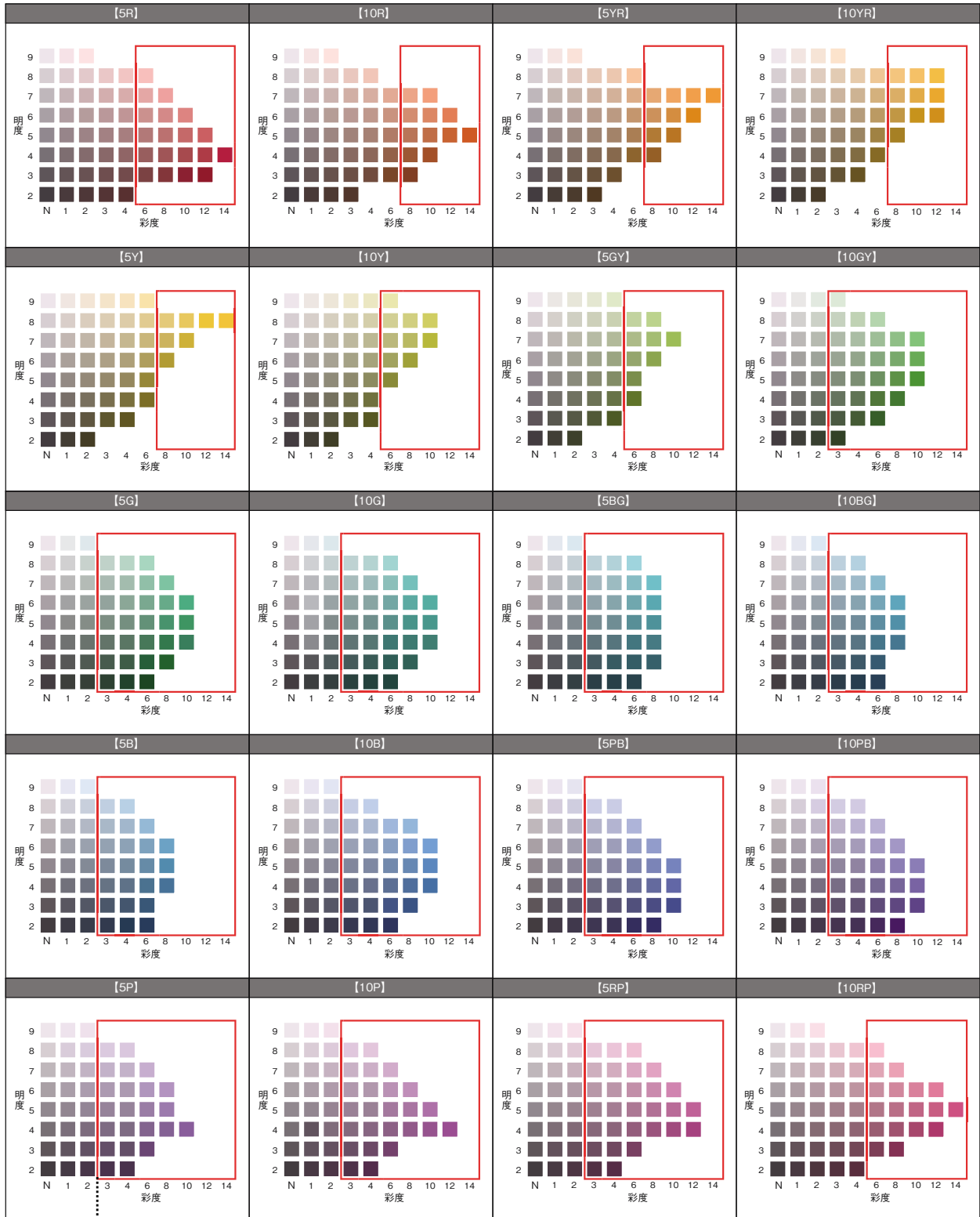
大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準

(オ) 代表的な色相別の制限基準

P32の別表 大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準について代表的な色相の例を示しています。

① 都市区域

: 大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準



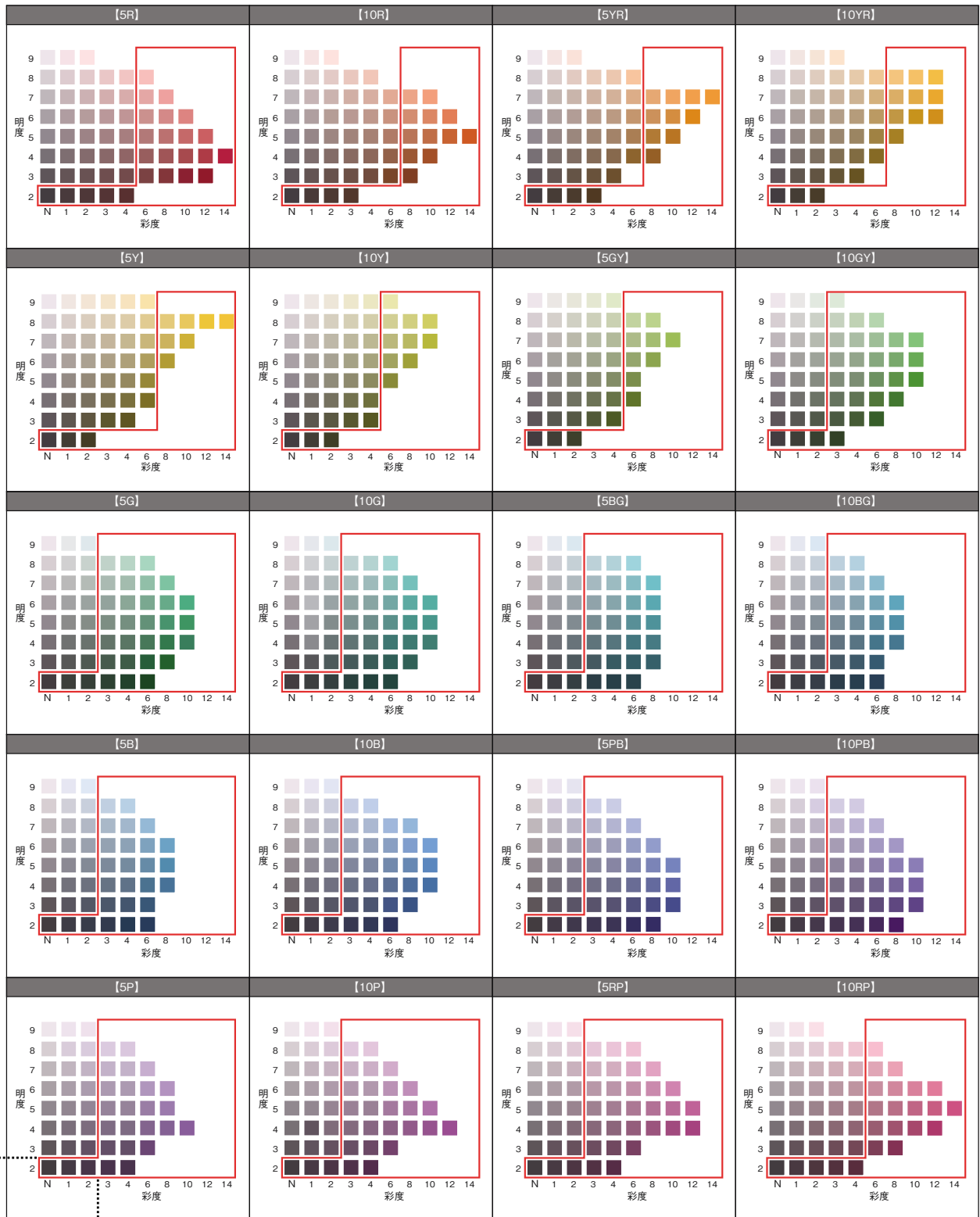
→ 彩度が2を超える色彩が制限基準に該当

※印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。

大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準

② 田園区域、圏央道沿線区域

: 大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準



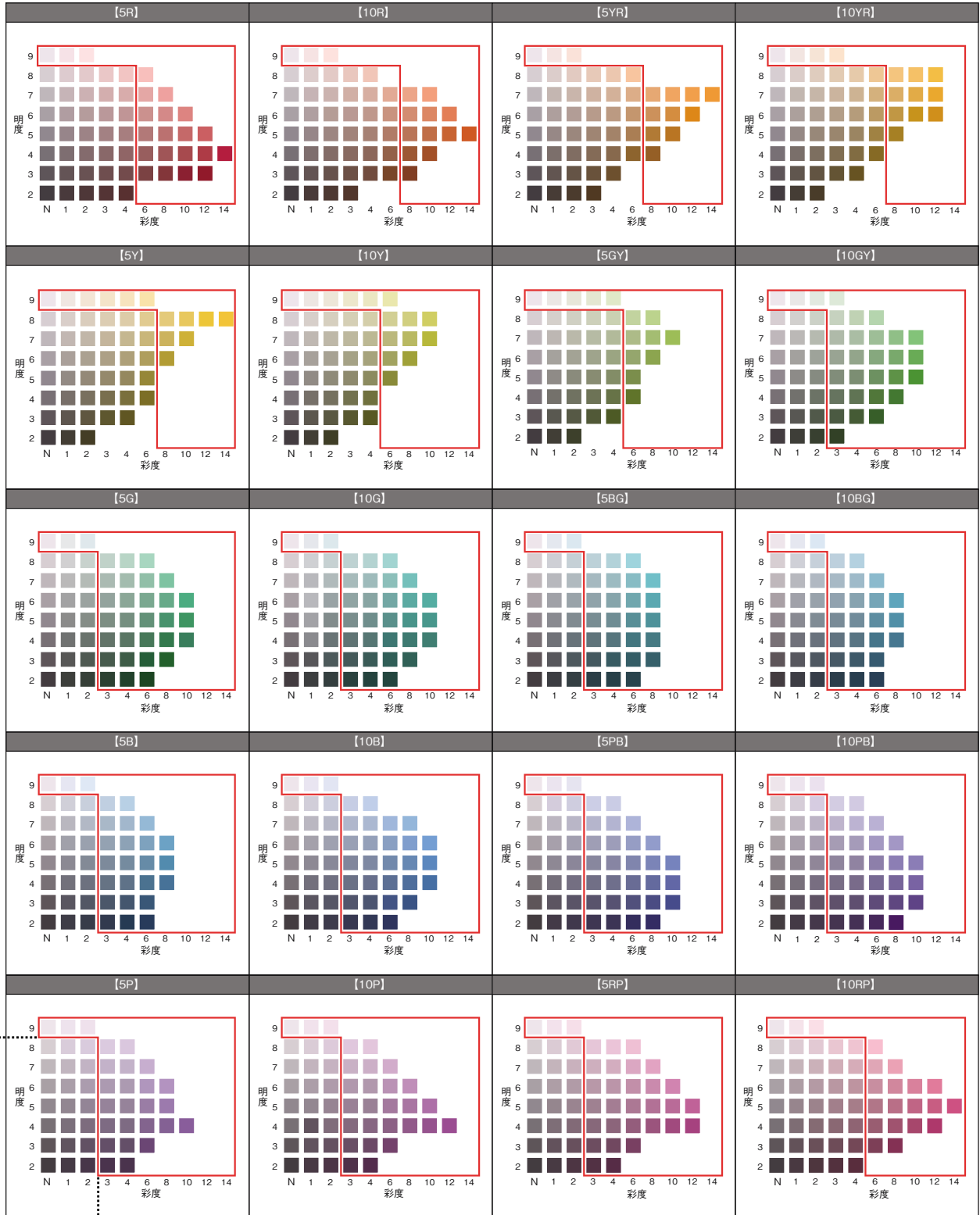
→ 明度が2以下又は彩度が2を超える色彩が制限基準に該当

※印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。

大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準

③山地、丘陵区域

: 大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準



明度が9以上又は彩度が2を超える色彩が制限基準に該当

※印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。

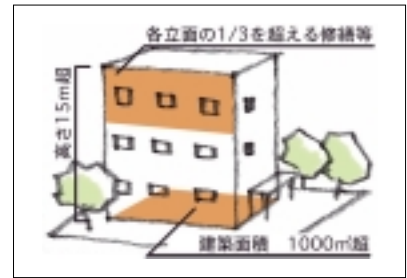
届出対象行為について

届出対象行為は次に掲げるものです。

ア 一般課題対応区域（都市区域、田園区域、山地、丘陵区域）

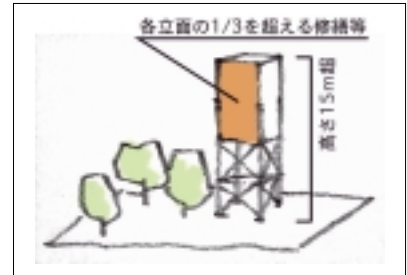
（ア）建築物

高さ15m 又は建築面積1,000㎡を超える建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更。



（イ）工作物

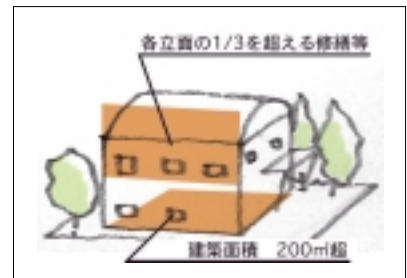
高さ15m を超える工作物の新設、増築、改築若しくは移転又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更。



イ 特定課題対応区域（圏央道沿線区域…桶川市、久喜市、北本市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、川島町、宮代町、白岡町、菖蒲町の用途地域が定められていない区域）

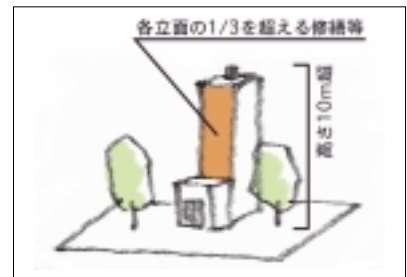
（ア）建築物

建築面積200㎡を超える建築物（一戸建て専用住宅を除く。）の新築、増築、改築若しくは移転又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更。



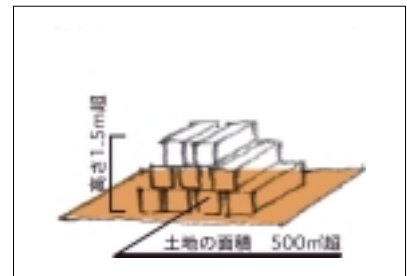
（イ）工作物

高さ10m を超える工作物の新設、増築、改築若しくは移転又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更。



（ウ）廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

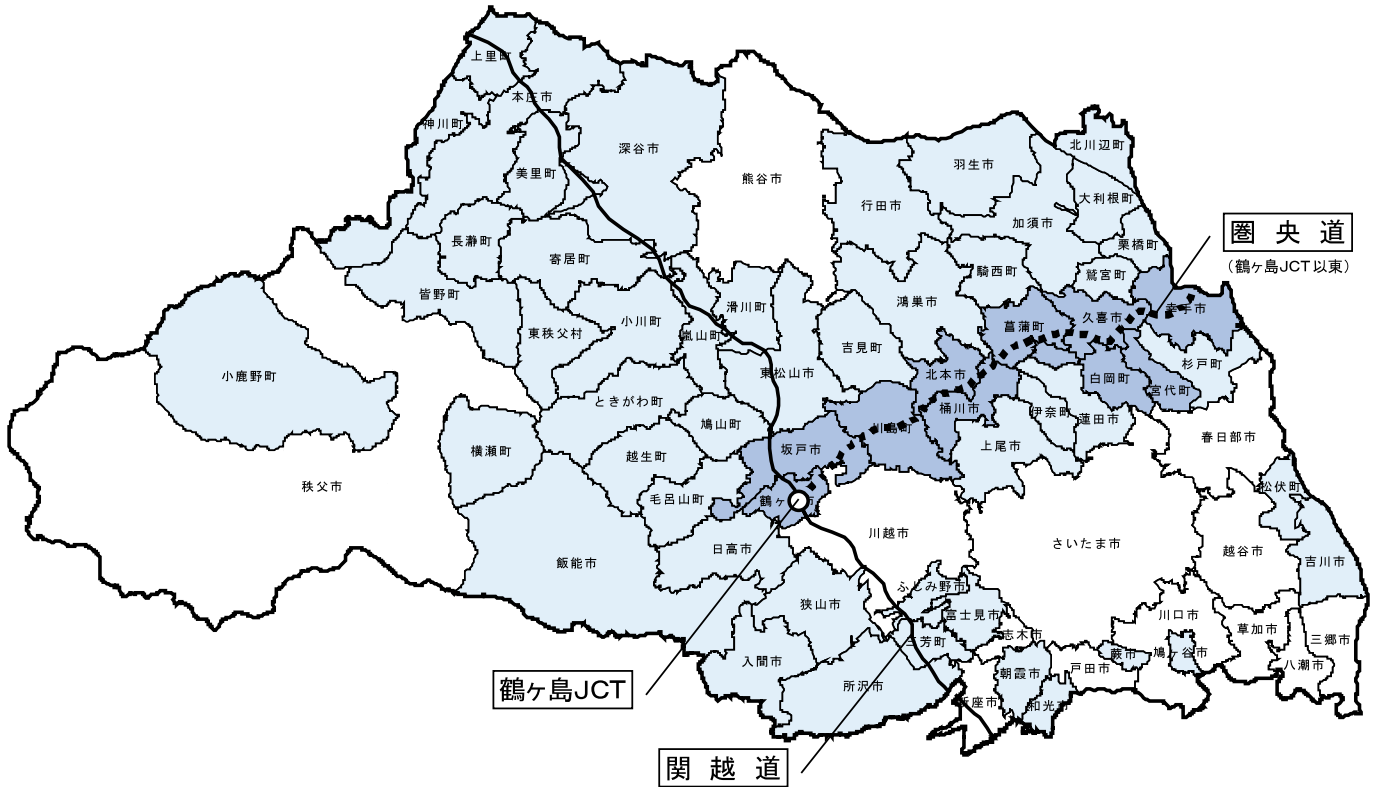
屋外において行う、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積であって、当該物件の堆積に係る土地の面積が500㎡を超え、又は高さが1.5m を超えるもの。



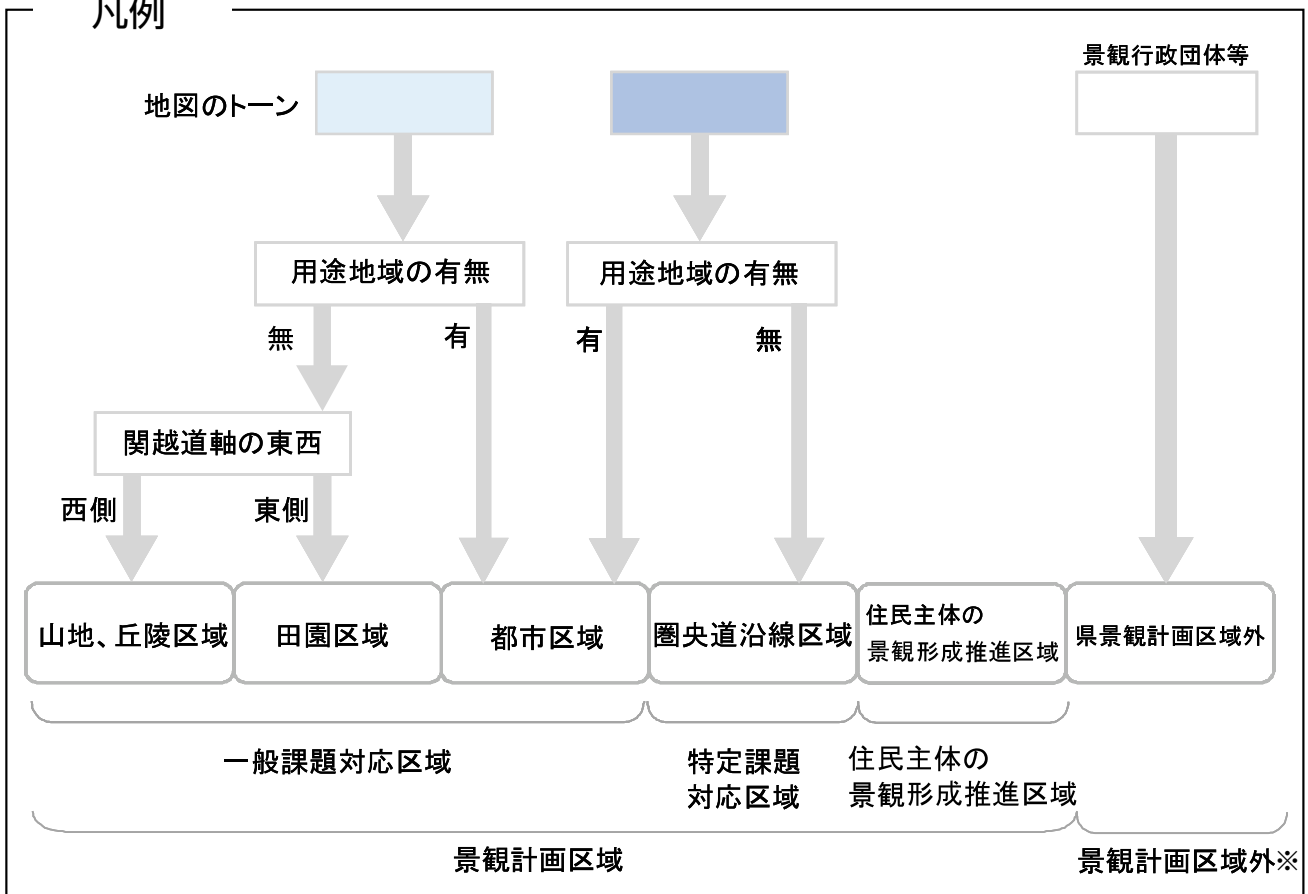
ウ 適用除外

法令、条例の規定で良好な景観の形成のための措置が講じられているものについては、届出対象行為としないものとします。（埼玉県景観計画第4－（1）－ウを参照して下さい。）

景観計画区域 区域区分図



凡例



※景観法に基づき主体的に景観行政を行う自治体の区域であり、独自の景観計画を策定することになります。

景観形成基準チェックリスト

建築物の建築、工作物の建設、物件の堆積を行う場合に、全てのチェックポイントが Yes となるように計画してください。

イ 勧告基準

ウ 変更命令基準 ※届出対象行為が対象となります

チェック
Yes・No

(ア) 建築物及び工作物 (勧告基準・変更命令基準)

チェックポイント① 別表 (P32) の大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準に該当する色彩及び点滅する光源が形成する面積の合計 (着色していない石、土、木、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。) が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の 3 分の 1 を超えない。P26

(イ) 物件の堆積 (勧告基準)

チェックポイント② 堆積の高さ : 堆積の高さが 3 m を超えない。P29

チェックポイント③ 堆積物の遮蔽: 遮蔽物等があり、周囲から堆積物が見えない。P29

チェックポイント④ 遮蔽物の色彩: 別表 (P32) の大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準に該当する色彩の面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の 1 / 3 を超えない。P29

ア 配慮事項

※全ての建築物、工作物及び物件の堆積が対象となります

(ア) 遠景～中景 (広域景観の中でのあり方)

チェックポイント① 広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意している。P5

チェックポイント② 山の稜線や神社仏閣などの地域の優れた眺望を大切にし、道路その他の公共の場所における視点場からの眺望の保全に配慮している。P8

(イ) 中景～近景 (周辺景観の中でのあり方)

チェックポイント③ 建築物等の外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材としている。P11

チェックポイント④ 建築物等の外観を構成するものは、周辺の景観と調和した色彩としている。P12

チェックポイント⑤ 建築物等の外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した光色等としている。P13

景観形成基準チェックリスト

	チェック Yes/No
チェックポイント⑥ 建築物等の高さは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにしている。P15	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
チェックポイント⑦ 建築物等の長さは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにしている。P16	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
チェックポイント⑧ 建築物等の形態は、周辺のまち並みや建築物の形態と調和した形態としている。P17	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
チェックポイント⑨ 建築物等の外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえている。P17	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<hr/> (ウ) 建築物等のデザイン <hr/>	
チェックポイント⑩ 建築物等の外観を構成するものは、原色に近い色彩は避けている。P18	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
チェックポイント⑪ 建築物等の外観を構成するものは、点滅する照明は避けている。P19	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
チェックポイント⑫ 多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮している。P19	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
チェックポイント⑬ 屋外階段は、建築物本体と調和した外形としている。P20	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
チェックポイント⑭ 屋外階段は、建築物本体と調和した色彩としている。P20	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
チェックポイント⑮ 屋上設備等は、外部から直接見えにくいように壁面、ルーバー等で囲っている。P21	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
チェックポイント⑯ ルーバー等は建築物本体と調和する外形及び色彩としている。P21	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
チェックポイント⑰ 敷地内には県産植木類等、地域の景観に調和した樹種を植栽している。P22	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
チェックポイント⑱ 植栽は、道路等の公共空間に面する部分に設置している。P22	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
チェックポイント⑲ 資材等を堆積する場合は、人の目線より低く整然と堆積している。P25	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
チェックポイント⑳ 堆積物の周辺は植栽等で遮蔽している。P25	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

景観形成基準の解説

平成20年 2月 初版発行

平成20年 3月 第2版発行

発行 埼玉県県土整備部県土づくり企画室

景観・まちづくり推進担当

TEL 048-824-2111 (代表)